

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例 (昭和39年 4 月 1 日条例第55号)

最終改正:令和 5 年 3 月22日条例第23号

改正内容:令和 5 年 3 月22日条例第23号

○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例	昭和39年 4 月 1 日条例第55号
------------------------------	---------------------

改正

- 昭和39年 7 月10日条例第68号
- 昭和41年 9 月22日条例第46号
- 昭和42年 3 月31日条例第11号
- 昭和47年10月20日条例第39号
- 昭和51年 3 月12日条例第 3 号
- 昭和54年 2 月 1 日条例第 1 号
- 昭和55年11月21日条例第43号
- 昭和58年 3 月16日条例第18号
- 昭和59年12月20日条例第35号
- 昭和61年 6 月 6 日条例第30号
- 昭和62年 2 月27日条例第 4 号
- 平成元年 3 月28日条例第 6 号
- 平成 4 年10月 9 日条例第40号
- 平成 7 年 7 月18日条例第35号
- 平成 8 年10月 9 日条例第31号
- 平成10年12月21日条例第47号
- 平成12年12月21日条例第58号
- 平成13年 3 月12日条例第 3 号
- 平成13年12月20日条例第53号
- 平成17年 3 月28日条例第11号
- 平成17年 9 月21日条例第60号
- 平成18年 3 月24日条例第43号
- 平成22年10月 7 日条例第36号
- 平成23年10月 7 日条例第41号
- 平成26年10月 7 日条例第36号
- 平成28年 3 月23日条例第30号
- 平成30年 3 月22日条例第29号
- 平成30年 3 月22日条例第33号
- 令和 5 年 3 月22日条例第23号

風俗営業等取締法施行条例をここに公布する。
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例
(趣旨)

第 1 条 この条例は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「法」という。）の施行に
して必要な事項を定めるものとする。
(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
(1) 第 1 種地域 都市計画法（昭和43年法律第100号）第 8 条第 1 項第 1 号に規定する第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居
専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域及び田園住
居地域（道路法（昭和27年法律第180号）第 3 条に規定する一般国道又は同法第56条の規定により国土交通大臣の指定する主要な
県道若しくは市道の側端から30メートル以内の第 1 種住居地域、第 2 種住居地域及び準住居地域であって、良好な風俗環境を保
全するために特に支障がないと認めて公安委員会規則で定めるものを除く。）をいう。
(2) 第 2 種地域 第 1 種地域、第 3 種地域及び第 4 種地域を除く県内全域をいう。
(3) 第 3 種地域 都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する商業地域のうち、第 4 種地域以外の地域をいう。
(4) 第 4 種地域 別表第 1 に掲げる地域をいう。
(風俗営業の営業所の設置を制限する地域)

第 3 条 法第 4 条第 2 項第 2 号の規定による条例で定める地域は、次のとおりとする。
(1) 第 1 種地域
(2) 別表第 2 の左欄に掲げる施設ごとに、同表の右欄に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同欄に定める地域
2 3 箇月以内の期間を限って営む風俗営業の営業所に係る法第 4 条第 2 項第 2 号の規定による条例で定める地域は、前項の規定に
かかわらず、公安委員会規則で定める地域とする。
3 前 2 項の規定は、風俗営業の営業所が常態として移動する場合は、適用しない。

(風俗営業の営業時間を延長する日、地域及び時)

第4条 法第13条第1項第1号の規定による条例で定める日は、次の各号に掲げる日とし、同号の規定による条例で定める地域は、当該各号に掲げる日の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める地域とする。

- (1) 12月21日から翌年1月5日までの日 県内全域
 - (2) 祭礼その他特別の行事（以下この号において「祭礼等」という。）の行われる日として公安委員会規則で定める日 当該祭礼等の行われる地域として公安委員会規則で定める地域及び次項に定める地域（当該公安委員会規則で定める地域を除く。）
 - 2 法第13条第1項第2号の規定による条例で定める地域は、第4種地域とする。
 - 3 法第13条第1項ただし書の規定による条例で定める時は、午前1時とする。
 - 4 前3項の規定は、法第2条第1項第4号の営業（ぱちんこ屋及び風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令（昭和59年政令第319号。以下「令」という。）第8条に規定する営業に限る。）には適用しない。
 - 5 第1項第2号（第2項に定める地域に係る部分に限る。）及び第2項の規定は、法第2条第1項第5号の営業には適用しない。
- (風俗営業の営業時間の制限)

第5条 法第2条第1項第4号の営業（ぱちんこ屋及び令第8条に規定する営業に限る。）に係る風俗営業者は、午前6時後午前10時までの時間及び午後11時から翌日の午前0時前の時間においては、県内全域において、その営業を営んではならない。

(風俗営業等に係る騒音及び振動の規制)

第6条 法第15条（法第32条第2項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による条例で定める騒音に係る数値は、別表第3の左欄に掲げる地域ごとに、同表の右欄に掲げる時間の区分に応じ、それぞれ同欄に定める数値とする。

- 2 法第15条の規定による条例で定める振動に係る数値は、55デシベルとする。

(風俗営業者の遵守事項)

第7条 風俗営業者は、その営業に関して次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 営業所で卑わいな行為その他善良の風俗を害するような行為をし、又はさせないこと。
 - (2) 営業の用に供する家屋又は施設（旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第2項に規定する旅館・ホテル営業の施設において、法第3条第1項の風俗営業の許可を受けたものを除く。）で客を就寝させ、又は宿泊させないこと。
 - (3) 客の求めない飲食物を提供しないこと。
 - (4) 営業時間中は、営業所及び客室の出入口に鍵を掛け、又は掛けさせないこと。
 - (5) 営業所以外の場所で営業をしないこと。
 - (6) 営業の用に供する家屋又は施設で法第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業、法第31条の2第4項に規定する受付所営業及び法第2条第9項に規定する店舗型電話異性紹介営業を営み、又は営ませないこと。
- 2 法第2条第1項第4号の営業に係る風俗営業者は、前項の規定によるほか、その営業に関して次に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) 営業所（まあじゃん屋を除く。）で飲酒をし、又はさせないこと。
 - (2) 著しく射幸心をそそるおそれのある方法で営業をしないこと。
 - (3) 賭博類似行為その他著しく射幸心をそそるおそれのある行為をし、又はさせないこと。
 - (4) 客に提供した賞品を買い取らせないこと。
 - 3 法第2条第1項第5号の営業に係る風俗営業者は、第1項の規定によるほか、午後6時後午後10時前の時間において16歳未満の者を営業所に客として立ち入らせるときは、保護者の同伴を求めなければならない。

(店舗型性風俗特殊営業等の距離制限の基準となる施設)

第8条 法第28条第1項（法第31条の3第2項により適用する場合及び法第31条の13第1項において準用する場合を含む。）の規定による条例で定める施設は、次のとおりとする。

- (1) 病院（医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定するものをいう。以下同じ。）及び有床診療所（同条第2項に規定する診療所のうち、患者を入院させるための施設を有するものをいう。以下同じ。）
 - (2) 博物館（博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項に規定するものをいう。）及び指定施設（同法第31条第2項に規定するものをいう。）
 - (3) 公民館（社会教育法（昭和24年法律第207号）第5章に規定するものをいう。）
 - (4) スポーツ施設（スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第12条第1項に規定するスポーツ施設及びこれに類する施設で、国又は地方公共団体が設置するものをいう。）
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、公安委員会規則で定める施設
- (店舗型性風俗特殊営業の禁止地域)

第9条 法第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業のうち、次の各号に掲げる営業は、それぞれ当該各号に定める地域においては、これを営んではならない。

- (1) 法第2条第6項第1号から第3号までの営業、同項第4号の営業（個室に自動車の車庫が個々に接続する施設であって公安委員会規則で定めるものを利用させる営業に限る。）及び同項第6号の営業 県内全域
 - (2) 法第2条第6項第4号の営業（前号に該当するものを除く。）及び同項第5号の営業 第3種地域及び第4種地域を除く県内全域
- (受付所営業の禁止地域)

第10条 法第31条の2第4項に規定する受付所営業は、県内全域において、これを営んではならない。

(店舗型電話異性紹介営業の禁止地域)

第11条 法第2条第9項に規定する店舗型電話異性紹介営業は、県内全域において、これを営んではならない。

(店舗型性風俗特殊営業等の営業時間の制限)

第12条 法第28条第4項に規定する店舗型性風俗特殊営業、法第31条の2第4項に規定する受付所営業及び法第2条第9項に規定する店舗型電話異性紹介営業（第9条第1号、第10条及び前条に規定する営業にあつては、第9条、第10条又は前条の規定による営

業を営んではならない地域において、法又は法を改正する法律の規定に従い営んでいるものをいう。）は、午前0時から午前6時までの時間（以下「深夜」という。）においては、これを営んではならない。

（店舗型性風俗特殊営業の広告又は宣伝の制限地域）

第13条 法第28条第5項第1号口の規定による店舗型性風俗特殊営業の広告又は宣伝を制限すべき地域として条例で定める地域は、次の各号に掲げる営業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める地域とする。

- （1） 法第2条第6項第1号から第3号まで及び第6号の営業 県内全域
 - （2） 法第2条第6項第4号の営業 第1種地域
 - （3） 法第2条第6項第5号の営業 第3種地域及び第4種地域を除く県内全域
- （無店舗型性風俗特殊営業の広告又は宣伝の制限地域）

第14条 法第31条の3第1項において準用する法第28条第5項第1号口の規定による無店舗型性風俗特殊営業の広告又は宣伝を制限すべき地域として条例で定める地域は、次の各号に掲げる営業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める地域とする。

- （1） 法第2条第7項第1号の営業 県内全域
 - （2） 法第2条第7項第2号の営業 第3種地域及び第4種地域を除く県内全域
- （映像送信型性風俗特殊営業の広告又は宣伝の制限地域）

第15条 法第31条の8第1項において準用する法第28条第5項第1号口の規定による映像送信型性風俗特殊営業の広告又は宣伝を制限すべき地域として条例で定める地域は、第3種地域及び第4種地域を除く県内全域とする。

（店舗型電話異性紹介営業の広告又は宣伝の制限地域）

第16条 法第31条の13第1項において準用する法第28条第5項第1号口の規定による店舗型電話異性紹介営業の広告又は宣伝を制限すべき地域として条例で定める地域は、県内全域とする。

（無店舗型電話異性紹介営業の広告又は宣伝の制限地域）

第17条 法第31条の18第1項において準用する法第28条第5項第1号口の規定による無店舗型電話異性紹介営業の広告又は宣伝を制限すべき地域として条例で定める地域は、県内全域とする。

（特定遊興飲食店営業の営業所の設置を許容する地域）

第17条の2 法第31条の23において準用する法第4条第2項第2号の規定による条例で定める地域は、第4種地域（病院又は有床診療所の敷地（当該施設の用に供するものと決定した土地を含む。）から30メートル以内の地域を除く。）とする。

（特定遊興飲食店営業の営業時間の制限）

第17条の3 法第2条第12項に規定する特定遊興飲食店営業者（以下「特定遊興飲食店営業者」という。）は、深夜から引き続く午前6時後午前10時までの時間においては、県内全域において、その営業を営んではならない。

（特定遊興飲食店営業に係る騒音及び振動の規制）

第17条の4 法第31条の23において準用する法第15条の規定による条例で定める騒音に係る数値は、50デシベルとする。

2 法第31条の23において準用する法第15条の規定による条例で定める振動に係る数値は、55デシベルとする。

（特定遊興飲食店営業者の遵守事項）

第17条の5 特定遊興飲食店営業者は、その営業に関して第7条第1項第1号及び第3号から第6号まで並びに同条第2項第2号及び第3号に掲げる事項を遵守しなければならない。

（深夜における酒類提供飲食店営業の禁止地域）

第18条 法第33条第1項に規定する酒類提供飲食店営業は、深夜においては、第1種地域において、これを営んではならない。

（風俗環境保全協議会を設置する地域）

第18条の2 法第38条の4の規定による条例で定める地域は、別表第1の三宮地区の項から魚町地区の項までに掲げる地域とする。

（補則）

第19条 この条例の実施のための手続その他この条例の執行について必要な事項は、公安委員会規則で定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- （風俗営業等取締法施行条例の廃止）
- 2 風俗営業等取締法施行条例（昭和34年兵庫県条例第1号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。
- （経過措置）
- 3 この条例の施行の際、現に旧条例第1条に規定する業種別による許可を受けている者は、それぞれこれに対応するこの条例第1条に規定する業種別による許可を受けたものとみなす。
 - 4 この条例の施行の際、現に旧条例の規定により公安委員会に対してしている許可の申請その他の手続は、それぞれこの条例の各相当規定により公安委員会に対してした許可の申請その他の手続とみなす。
 - 5 この条例の施行前において、旧条例に規定されていた事項に違反したことを理由とする許可の取消し、停止その他の行政処分については、なお従前の例による。

附 則（昭和39年7月10日条例第68号）

（施行期日）

- 1 この条例は、昭和39年8月1日から施行する。
- （経過措置）
- 2 この条例の施行の際、現に改正前の風俗営業等取締法施行条例（以下「条例」という。）第1条に規定する業種別による許可を受けている者は、それぞれの業態により、これに相当する改正後の条例第1条に規定する業種別による許可を受けたものとみなす。
 - 3 この条例の施行の際、現に改正前の条例の規定によりした許可の申請は、改正後の条例の相当規定によりしたものとみなす。
- （警察手数料条例の一部改正）
- 4 警察手数料条例（昭和35年兵庫県条例第64号）の一部を次のように改正する。
- 別表風俗営業許可手数料の款を次のように改める。
-

風俗営業許可手数料	キャバレー、料理屋、カフェー、小料理店、ナイトクラブ、ダンスホール、ダンス教授所、低照度飲食店、区画席飲食店及び遊技場の営業許可手数料	1,000円	50円	
	移動遊技場の営業許可手数料	200円	50円	

- 附 則（昭和41年 9 月22日条例第46号）
この条例は、昭和41年10月 1 日から施行する。
- 附 則（昭和42年 3 月31日条例第11号）
この条例は、昭和42年 4 月 1 日から施行する。（後略）
- 附 則（昭和47年10月20日条例第39号）
この条例は、公布の日から施行する。
- 附 則（昭和51年 3 月12日条例第 3 号）
この条例は、公布の日から施行する。
- 附 則（昭和54年 2 月 1 日条例第 1 号）
この条例は、公布の日から施行する。
- 附 則（昭和55年11月21日条例第43号）
この条例は、昭和55年12月 1 日から施行する。
- 附 則（昭和58年 3 月16日条例第18号）
この条例は、昭和58年 4 月 1 日から施行する。
- 附 則（昭和59年12月20日条例第35号）
（施行期日）
- 1 この条例は、昭和60年 2 月13日から施行する。
（経過措置）
- 2 この条例の施行の日前に改正前の警察手数料条例の規定に基づき交付等の申請をしている者に係る風俗営業手数料については、第 3 条の規定による改正後の警察手数料条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 附 則（昭和61年 6 月 6 日条例第30号）
この条例は、昭和61年 6 月27日から施行する。
- 附 則（昭和62年 2 月27日条例第 4 号）
この条例は、公布の日から施行する。
- 附 則（平成元年 3 月28日条例第 6 号抄）
（施行期日）
- 1 この条例は、平成元年 4 月 1 日から施行する。（後略）
- 附 則（平成 4 年10月 9 日条例第40号）
この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 1 条中風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例第 9 条第 1 号の改正規定（「同条第 2 項」を「同条第 3 号」に改める部分に限る。）は、医療法の一部を改正する法律（平成 4 年法律第89号）附則第 1 条に規定する政令で定める日から施行する。
- 附 則（平成 7 年 7 月18日条例第35号）
（施行期日）
- 1 この条例は、公布の日から施行する。
（経過措置）
- 2 この条例の施行の際現に都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律（平成 4 年法律第82号。以下「法」という。）第 1 条の規定による改正前の都市計画法（昭和43年法律第100号）の規定により定められている都市計画区域内の用途地域に関しては、平成 8 年 6 月24日（同日前に法第 1 条の規定による改正後の都市計画法第 2 章の規定により、当該都市計画区域について、用途地域に関する都市計画が決定されたときは、当該都市計画の決定に係る都市計画法第20条第 1 項（同法第22条第 1 項において読み替える場合を含む。）の規定による告示があった日。以下同じ。）までの間は、この条例の規定による改正前の風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例第 2 条第 1 号の規定は、なおその効力を有する。
- 3 この条例の施行前にした行為及び前項の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの条例の施行の日から平成 8 年 6 月24日までの間にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- 附 則（平成 8 年10月 9 日条例第31号）
この条例は、公布の日から施行する。
- 附 則（平成10年12月21日条例第47号）
この条例は、平成11年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 1 条中風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例第 7 条の改正規定（同条第 1 項第 6 号に係る部分を除く。）及び同条例第 9 条第 1 号の改正規定は、公布の日から施行する。
- 附 則（平成12年12月21日条例第58号）
この条例は、平成13年 1 月 6 日から施行する。
- 附 則（平成13年 3 月12日条例第 3 号）
この条例は、公布の日から施行する。
- 附 則（平成13年12月20日条例第53号抄）
（施行期日）
- 1 この条例は、平成14年 4 月 1 日から施行する。
（罰則に関する経過措置）
- 3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成17年3月28日条例第11号）

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年9月21日条例第60号）

この条例は、平成17年10月1日から施行する。

附 則（平成18年3月24日条例第43号）

この条例は、平成18年5月1日から施行する。

附 則（平成22年10月7日条例第36号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成23年1月1日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

- 3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成23年10月7日条例第41号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年10月7日条例第36号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号）の施行の日から施行する。ただし、第1条中認定こども園の認定要件等に関する条例第9条及び第10条の改正規定並びに第11条を第13条とし、第10条の次に2条を加える改正規定、第2条中風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例別表第1三宮地区の項の改正規定並びに附則第9項から第11項までの規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年3月23日条例第30号）

この条例は、平成28年6月23日から施行する。

附 則（平成30年3月22日条例第29号）

この条例は、平成30年6月15日から施行する。

附 則（平成30年3月22日条例第33号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

- 3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（令和5年3月22日条例第23号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

別表第 1（第 2 条関係）

名称	地域
三宮地区	神戸市中央区のうち 加納町 3 丁目並びに中山手通 1 丁目及び 2 丁目のうち市道長田楠日尾線以南の 地域 加納町 4 丁目 下山手通 1 丁目及び 2 丁目 北長狭通 1 丁目及び 2 丁目
福原地区	神戸市兵庫区のうち 福原町 西上橘通 1 丁目及び 2 丁目 西橘通 1 丁目及び 2 丁目 西多聞通 1 丁 目及び 2 丁目
神田新道地区	尼崎市のうち 昭和通 4 丁目及び 5 丁目 昭和南通 4 丁目及び 5 丁目 神田北通 2 丁目から 4 丁目まで 神田中通 2 丁目から 4 丁目まで 神田南通 1 丁目
魚町地区	姫路市のうち 坂元町 本町のうち国道 2 号以南及び市道城南 29 号線以西の地域 福中町 西二階町のうち市道城南 29 号線以西の地域 魚町 立町 塩町 十二所前町の うち市道幹第 8 号線以北の地域

別表第2（第3条関係）

施設	地域		
	第2種地域に営業所を設置する場合	第3種地域に営業所を設置する場合	第4種地域に営業所を設置する場合
学校、図書館、保育所又は認定こども園（特定認可外保育施設型認定こども園を除く。）	施設の敷地からぱちんこ屋等の営業所にあつては100メートル以内の地域、その他の風俗営業の営業所にあつては70メートル以内の地域	施設の敷地からぱちんこ屋等の営業所にあつては70メートル以内の地域、その他の風俗営業の営業所にあつては50メートル以内の地域	施設の敷地からぱちんこ屋等の営業所にあつては50メートル以内の地域、その他の風俗営業の営業所にあつては30メートル以内の地域
病院又は有床診療所	施設の敷地からぱちんこ屋等の営業所にあつては70メートル以内の地域、その他の風俗営業の営業所にあつては50メートル以内の地域	施設の敷地からぱちんこ屋等の営業所にあつては50メートル以内の地域、その他の風俗営業の営業所にあつては30メートル以内の地域	施設の敷地からぱちんこ屋等の営業所にあつては、30メートル以内の地域

備考

- 1 「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定するものをいう。
- 2 「図書館」とは、図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定するものをいう。
- 3 「保育所」とは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条に規定するものをいう。
- 4 「認定こども園」とは、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定するものをいう。
- 5 「特定認可外保育施設型認定こども園」とは、認定こども園の認可等に関する条例（平成18年兵庫県条例第63号）第2条第4号に規定するものをいう。
- 6 「ぱちんこ屋等」とは、法第2条第1項第4号の営業をいう。
- 7 施設の敷地には、当該施設の用に供するものと決定した土地を含む。

別表第3（第6条関係）

地域	数値		
	昼間	夜間	深夜
第1種地域	50デシベル	45デシベル	40デシベル
第2種地域	60デシベル	50デシベル	45デシベル
第3種地域及び第4種地域	65デシベル	60デシベル	50デシベル

備考

- 1 「昼間」とは、午前6時後午後6時前の時間をいう。
 - 2 「夜間」とは、午後6時から翌日の午前0時前の時間をいう。
-